

呉市市税納税通知書用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市広告掲載取扱要綱（平成19年4月1日実施。以下「要綱」という。）第10条の規定により、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び市民税・県民税（普通徴収）の納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の枠等)

第2条 広告を掲載する封筒の種類、募集枠数、掲載寸法及び作成枚数は、次の表のとおりとする。

種 類	掲 載 寸 法	募集枠数	作 成 枚 数
固定資産税用封筒	縦5.5センチメートル 横9.0センチメートル	裏面1枠	毎年度募集要項により別途定める。
軽自動車税用封筒			
市・県民税用封筒			

2 広告の色は、単色とする。

3 広告の枠内上部には、縦5ミリメートル、横10ミリメートルの大きさに「広告」と表示しなければならない。

(掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 要綱第4条第1項各号に掲げるもの
- (2) 呉市広告掲載基準（平成19年4月1日実施）第3項に掲げるもの
- (3) その他市税に係る封筒に掲載する広告の内容として適当でないと市長が判断するもの

(掲載に係る最低申込価格)

第4条 各封筒の広告1件当たりの最低申込価格（消費税及び地方消費税を含む。）は、封筒1枚につき1円とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、当該公告の掲載された封筒のある期間とし、期間中は原則として掲載中の広告の取下げはできないものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）の募集は、呉市ホームページ、市政だより等を利用して行う。

2 申込者がいない場合においては、個別に広告掲載の案内をし、又は適切な方法により選定した広告取扱者に広告の斡旋をさせることができるものとする。

(掲載の申込み)

第7条 申込者は、呉市市税納税通知書用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、提出するものとする。

2 広告のデザイン作成等広告の作成に要する費用は、申込者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、速やかに審査し、最低価格以上の金額で最も高い申込価格により申込みをした者を広告主として決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、申込価格が最も高い申込者が複数あるときは、次の順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出えんする法人及び団体
- (2) 公益法人及び公益的団体（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 私企業のうち公共的性格を有する企業
- (4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの（前号に掲げる者を除く。）
- (5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの（第3号に掲げる者を除く。）
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの

3 前項の規定によっても広告主を決定することができない場合は、抽せんによりこれを決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により、広告の掲載又は不掲載を決定したときは、呉市市税納税通知書用封筒広告掲載決定通知書（様式第2号）又は呉市市税納税通知書用封筒広告不掲載決定通知書（様式第3号）を、それぞれ申込者に送付するものとする。

（広告内容の承認等）

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告主の責任及び負担において完全版下原稿（以下「原稿」という。）を作成の上、提出して承認を受けるものとする。

2 市長は、提出された原稿について、封筒に掲載することが適当でないと認められるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載料の納付）

第10条 前条の規定により承認を受けた広告主は、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で申込価格と同額の広告掲載料を前納しなければならない。

（広告掲載の取消し等）

第11条 市長は、指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

（広告主の責務）

第12条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正の行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主の責めに帰すべき理由により広告掲載が適当でなくなった場合、広告主は当該広告主の広告を掲載している封筒の発注価額を限度に賠償の責めを負うものとする。

5 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかった場合は、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

付 則

この要領は、平成19年10月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成19年12月12日から実施する。

付 則

この要領は、令和2年9月1日から実施する。